

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
通信・情報	市民 防災機関	被災者、 防災機関	地震発生直後 ～3日間	<p>■通信の途絶 (背景)</p> <p>・NTTでは、長距離系通信システムは影響を受けなかったが、各家庭と電話局を結ぶ加入回線(電話線)に大きな被害があったほか、外部電力喪失とバックアップ電源の倒壊による停電等で交換機が稼働できず、兵庫県南部地域の28万5千回線が被災した。</p>	<p>・地震による加入者ケーブル損傷、停電による交換機ダウンなどにより、兵庫県南部地域の全回線の約2割の電話回線が使用不能となった。</p> <p>・防災関係機関でも、停電による交換機のダウンが発生し、通信が途絶した。</p>	—	<p>・バックアップ電源の備蓄、電柱の地中化、等</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-02.初動 体制</p>
通信・情報	市民 防災機関	被災者、 防災機関	地震発生直後 ～3日間	<p>■輻輳の発生 (背景)</p> <p>・被災地内では、地震発生直後から通話量が爆発的に増大して電話回線は一気に輻輳、NTTによる通話制御・回線増設能力を上回った。</p> <p>・当初の輻輳には、地震動により、実際には通話していないにも関わらず通話状態となっていた「受話器はずれ」の影響もあった。</p> <p>・地震被害が全国に報道されるにつれ、通話量はますます増加し、長く輻輳状態が続いた。</p>	<p>・地震発生直後から、被災地では安否確認、緊急通信、受話器はずれ等のため通話量が急増し、電話回線が輻輳した。</p>	—	<p>・災害時の通信機能使用に関するルールの周知</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-02.初動 体制</p>
通信・情報	市民 防災機関	被災者、 防災機関	地震発生直後 ～3日間	<p>■輻輳の発生 (背景)</p> <p>・震災当時、普及し始めていた携帯電話は、基地局に被害を受けたところもあったが、電波の届く範囲内に別の基地局がある場合も多く、有効な連絡手段として利用された。</p> <p>・当初利用可能だった携帯電話は、バッテリー切れによる利用不能のほか、救援・復旧関係者による被災地外から大量持ち込みによる輻輳の発生で利用できなくなった。</p>	<p>・初期数日、携帯電話は一般電話より通じやすかったが、外部からの大量持ち込みでつながりにくくなった。</p>	—	<p>・メール、SNS等インターネットを利用した安否確認等の実施の周知</p> <p>・防災機関の情報通信機器の優先化、無線等多様な情報伝達手段の配備</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-02.初動 体制</p>
通信・情報	市民	被災者	地震発生直後 ～3日間	<p>■公衆電話の利用 (背景)</p> <p>・被災地内の公衆電話のうち約3500台が使用不能になった。しかし、防災関係機関等では、初期の連絡にあたって、それぞれの施設内にあった公衆電話が重要な通信手段となった例も多い。</p>	<p>・利用可能だった公衆電話には、長い人の列ができた。公衆電話は、停電やコインが詰まりを生じて使用不能となるケースも見られた。</p>	<p>・災害時には公衆電話が無料化される。</p>	<p>・行政機関用に、庁舎内における災害時優先電話、衛星携帯電話の確保</p> <p>・住民用に、避難所等における(既設の公衆電話の無料化に加えて)無料特設電話の設置</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-02.初動 体制</p>

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
通信・情報	防災機関	防災機関職員	地震発生直後～3日間	<p>■災害時優先電話の活用(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発信規制の対象とならない災害時優先電話も、一般電話との区別が明確にされていなかったなど、必ずしも有効に使われなかったケースがあった。 ・国土庁の一部の災害時優先電話は、自動的に電話会社を選択するLCR機能により新電電が選択されてしまったため、利用できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関などに設置されている災害時優先電話の中には、それが明示されていなかったり、LCR機能によりNTT回線が選択されなかったため、利用できなかった例もあった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの災害時優先電話の設置場所、PBXの設定等の確認 ・平時の災害時優先電話使用方法の確認 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-02.初動体制
災害対策本部の体制と活動	行政	県・市町村職員	地震発生直後～3日間	<p>■職員の参集困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員自ら被災したために参集が困難だった。 ・遠方の職員は、被害の大きさに気づかなかつたり、交通寸断にはばまれたために参集ができない例もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員自身の被災、遠方からの通勤不能などにより、発災直後の自治体職員の参集状況は必ずしも良くなかった。市職員に比べて通勤圏域の大きい県職員は参集率が低かった。 ・市町首長の登庁にも時間を要した。各市町の首長の登庁時刻は、マイカーや徒歩で自ら出庁した場合と、公用車を待った場合とで大きく格差があった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の職員参集体制の検討と周知 ・意思決定者不在の場合の意思決定の優先順位等の検討 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-02.初動体制
災害対策本部の体制と活動	行政	県・市町村職員	地震発生直後～3日間	<p>■庁舎の被災(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市役所など、災害応急対策の拠点となるべき施設の中には、建物の被害等によって初動態勢確立に支障をきたしたところがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市役所2号館は建物に大きな被害を受けたため、そこから必要資料等を運び出し、関係部局を別庁舎に移さなければならなかった。 ・建物被害を受けなかった場合でも、窓ガラスの被害のほか、内部で什器、備品類が倒壊するなどの被害を受けており、まずそれらの片づけをしなければならなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の耐震化、落下物の防止 ・災害時に被害を受けた場合の代替拠点等の検討 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-02.初動体制
災害対策本部の体制と活動	行政	県・市町村職員	地震発生直後～3日間	<p>■情報収集・伝達・共有の困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、各市の災害対策本部では、電話回線の輻輳、問い合わせ電話の殺到などにより、防災関係機関相互の情報連絡に最も重要な電話がほとんど使えなかった。 ・兵庫県が導入していた「兵庫衛星通信ネットワーク」や防災行政無線も、停電や設備被害のために当初は使用できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を把握し、関係機関と連絡をとるための電話や通信システムは、輻輳や停電、施設被害などの影響で、当初は利用できなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先電話、無線、メール等多様な通信手段の確保 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-02.初動体制
災害対策本部の体制と活動	防災機関	警察	地震発生直後～3日間	<p>■庁舎の被災(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察関係の施設にも大きな被害が発生した。 ・警備本部設置予定だった港島庁舎が液状化などの被害を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県警では、庁舎等の被害により、災害警戒本部を生田警察署に設置するなど、計画と異なる対応を余儀なくされた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の耐震化 ・被害を受けた場合の代替拠点の検討、設置計画等の整備 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-02.初動体制

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
人的・物的被害の収集 通信・情報	防災機関	防災関係機関職員	地震発生直後～3日間	<p>■被害情報の収集(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察官などによる被害情報の収集は、人命救助を優先せざるを得ない場面が多く、困難だった。 ・ヘリコプターによる被害状況の把握も行われたが、装備、性能面で限界もあった。 ・通常は確実な数値情報を報告しているため、概括情報の報告に不慣れだったとの反省もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集は、人命救助を優先せざるを得なかったこともあって非常に困難で、甚大な被害が発生していることが判明するためには時間を要した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の被害情報収集体制の検討・整備、関係機関間の連携 ・地震被害の推定システム等の導入 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-02.初動体制
災害対策本部の体制と活動 通信・情報	行政	県・市町村職員	地震発生直後～3日間	<p>■意思決定の困難、混乱(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部と各部署にそれぞれ別個に情報が入り、それらをリンクして集約する機能が弱かった。部局単位の意思決定が行われることも少なくなかった。 ・現場で対応する職員に情報が行き渡らなかったため、対応が困難だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部における意思決定機構の明確化や、現場との情報連絡・共有が不十分だったための混乱も生じた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の意思決定機構の明確化 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-02.初動体制
災害対策本部の体制と活動 人命救助	防災機関	県・市町村職員 自衛隊、消防、警察等	地震発生直後～3日間	<p>■応援要請、駆け付けの困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防、自衛隊など広域応援が必要とされたが、被害状況の把握が困難だった上、連絡手段となる電話の輻輳などによって、直後の要請は困難だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要請がなければ出動できない「要請主義」であったため、準備は行っていたが実際に出動ができなかった例も見られた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・派遣要請ができない場合の広域応援のあり方検討 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-02.初動体制
災害対策本部の体制と活動 通信・情報	行政	県・市町村職員	地震発生直後～3日間	<p>■住民への情報伝達(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町の多くでは独自の防災行政無線や同報無線が整備されておらず、発災直後の住民への直接伝達手段は広報車が中心だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町の中には、防災行政無線・同報無線がなく住民への情報伝達手段は広報車のみの自治体もあった。 		<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミに対する記者発表を通じた情報提供 ・コミュニティFM、広報紙等、多様な情報発信手段の事前確保 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-02.初動体制
通信・情報	民間企業	マスコミ	地震発生直後～3日間	<p>■マスコミによる情報伝達の限界(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の被害報道は上空からの空撮映像が中心となり、大規模施設の倒壊などの被害を伝えることはできても、住宅など多くの建物が大量に崩壊しているイメージを伝えるには限界があった。 ・道路の渋滞や、地形的にマイクロ波が届きにくいなどという原因で、被害の地上映像の報道は遅れ、取材場面も特定場所に限定された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な空撮による初期の映像は被害の大きさを示唆するものではあったが、初期の報道が上空からの空撮映像中心となり、また取材範囲も限定されていたため、被害の全体状況が正確に伝わらなかった。 ・マスコミ報道の多くは被害の激甚な地域、衝撃的映像に集中し、全体状況の把握、応急対応という面から必要な情報が必ずしも十分には流されなかった。 		<ul style="list-style-type: none"> ・被害の概要について、速さと正確さを優先して報道するマスコミによる情報の活用も図る一方で、マスコミ報道の少ない地域等についても、別の情報源や行政自らで確認する等、情報収集の基本的な考え方を整理 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-02.初動体制

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
通信・情報	市民	被災者	地震発生直後～3日間	<p>■報道の偏り(背景)</p> <p>・マスコミ報道が、神戸の一部地域に関する報道に偏ったことから、被災者が必要な情報を得られなかったり、被災地が限定されているという誤ったイメージを生むではないかとの危惧があった。</p>	<p>・神戸の被害のみが報道されるため、自分の住む地元の被害についてはほとんど知ることができず、行政情報が伝わらないことへの不満を抱く被災者もいた。</p> <p>・報道に取り上げられていない地域では、被害が神戸などに集中しているという誤ったイメージが持たれるのではないかという不安・不満が持たれた。</p>	—	<p>・災害時の報道のあり方検討・役割分担等の検討</p>	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-02.初動体制</p>
避難行動	市民	被災者	地震発生直後～3日間	<p>■避難所に迫る火災(背景)</p> <p>・市街地火災により、避難所となっている学校等の周辺にも火災が接近した。</p>	<p>・火災接近や建物倒壊危険のために再避難を余儀なくされた避難所もあり、避難途上で火災に遭遇した例もあった。</p>	—	<p>・二次避難等の事前検討と訓練の実施</p>	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-03.被災者行動</p>
避難行動	市民 防災機関	被災者 防災関係機関	地震発生直後～3日間	<p>■避難所の不足(背景)</p> <p>・避難者が多く、指定避難所である学校だけでは収容人数が不足する地域もあった。</p>	<p>・避難者が多かったため、指定避難所以外の施設・公園等も避難所となった。</p> <p>・災害対応の拠点となる防災関係機関の諸施設やヘリポートへも避難者が殺到したため、円滑な応急対策活動が妨げられたところもあった。</p>	—	<p>・十分な避難所の設置と住民への周知</p>	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-03.被災者行動</p>
広域避難	行政	県・市町村職員	地震発生直後～3日間	<p>■他自治体へ避難した避難者への情報提供(背景)</p> <p>・遠隔地に避難する途中で避難所に宿泊する人もいたため、中間地域の避難所に他市の被災者が来ることもあり、他市の情報収集も必要だった。</p>	<p>・尼崎市では、神戸・芦屋方面からの遠距離避難者を受け入れた避難所もあった。</p> <p>・他市の被災者のいる避難所に対しては、他市に関する情報を提供する必要もあり、その情報収集が困難だった。</p>	—	<p>・広域避難者の把握と、遠隔地の避難者に対するホームページやメール等による情報提供の検討</p>	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-03.被災者行動</p>
避難所	市民	被災者	地震発生直後～3日間	<p>■避難所の解錠(背景)</p> <p>・避難所開設担当の市・区職員や、教職員の到着は遅れる可能性がある。</p>	<p>・教職員ではなく、学校開放担当者や鍵を預かっている人などの近隣住民が、自主判断で校門や体育館等を開錠したというケースもあった。</p> <p>・避難者が鍵等を壊して勝手に入り込んだ避難所も多かった。</p>	—	<p>・避難所開設のためのマニュアルの作成、近隣自治会・防災会との協力・連携</p>	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-03.被災者行動</p>
避難所	市民	被災者	地震発生直後～3日間	<p>■避難所スペースの不足(背景)</p> <p>・地震直後は、一人あたりのスペースが1畳に満たない場合もある。</p>	<p>・多くの避難者が殺到したため、一人あたりのスペースは狭く、教室や体育館などの居室はもとより廊下や階段の踊り場なども避難者で一杯となった避難所があった。</p>	—	<p>・想定される避難者に対応できるだけの避難所に指定と耐震化の実施</p> <p>・福祉施設やホテル・旅館等の活用</p>	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-03.被災者行動</p>

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
避難所	市民	被災者	地震発生直後～3日間	<p>■避難所の被災(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強い揺れにより避難所となる学校等が被害を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者を収容する計画だった体育館が被害を受けて使えなかったというケースも少なかった。なかには、施設内で火災が発生し類焼を続けたにも関わらず、1,000人を超える避難者が集まった学校もあった。 ・天井などの二次部材や設備が破損し、避難空間として機能しない場所も少なかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難所の耐震化 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-03.被災者行動
災害時要援護者対応	市民	被災者	地震発生直後～3日間	<p>■避難所での災害時要援護者対応(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等の一般の避難所は、要援護者に配慮した設計ではなく、また多数の一般の人が避難しているために混雑・混乱していた。 ・避難所における、要援護者向けの対応についても、事前・事後の周知等がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災直後の避難所は、高齢者や要介護者に対する配慮が十分に行われず、きわめて厳しい環境におかれた。 ・避難直後から介護を要する避難者や、高齢者、障がい者、乳児等への配慮が必要であったが、実際には生活が困難な状況に置かれていた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮を必要とする方への配慮の周知 ・福祉避難所等の設置・開設 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-03.被災者行動
救助・救援	防災機関	消防・警察	地震発生直後～3日間	<p>■多数の救助・救出必要者の存在(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全半壊約25万棟という被害発生によって、数万人もの生き埋め者が発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数万人もの生き埋め者が発生した。被災の激しかった地域では、電話も利用できず、消防署や警察署への「駆け込み」による救助の要請が殺到した。 ・救助に向かった消防署員や警察官は、救出現場に赴く途中で助けを求められ、あるいは作業中にも次々と住民から救助の要請を受けた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・消防等の救出・救助機関のみに頼らず、災害時には住民等が自ら積極的に救出・救助活動にあたる体制の確保 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-04.救助・救急医療
救助・救援	防災機関	消防・警察	地震発生直後～3日間	<p>■多数の救助・救出者のための資機材の不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生き埋め者が多数発生し、救助・救出が必要であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防などに備え付けられていた救出用資機材には限りがあり、不足した。 ・自衛隊は、救出用の資機材を持ち合わせていなかったため県に調達を依頼したが、経費負担区分の協定を締結する必要があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車整備工場などの民間の資機材、付近住民から借りた資機材も利用された。 ・RC造では重機が必要とされたため、建設業協会等を通じた調達が行われた。また関係業者のボランティアによる重機提供もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防・警察等の資機材の配備 ・自治会・防災会等での救助・救出に係る資機材の備蓄 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-04.救助・救急医療
救助・救援	防災機関	消防・警察等	地震発生直後～3日間	<p>■防災機関の連携不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊、警察・消防応援部隊がそれぞれ個別に救出活動を行っていたが、互いの連携については不十分であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊、警察・消防応援による救出活動において、互いの連携が不十分で、重複した捜索活動が行われた場合もあった。 ・遺体を発見した際には警察官の立ち会いが必要だったため、自衛隊の部隊が次の捜索・救出現場へ移動できないという問題もあった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・消防・警察・地元消防団や青年部との災害時連携の検討 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-04.救助・救急医療

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
救助・救援	防災機関	消防・警察等	地震発生直後～3日間	<p>■救助時のヘリコプターの騒音(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場へ駆けつけた警察・消防職員は、家族や周囲の人から情報を集めながら生き埋め箇所の見当をつけ、呼びかけに応える声を頼りに掘り進んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 静寂確保のために、取材用ヘリコプター等の騒音が問題だった。 ヘリコプターなどの騒音が救助者発見の障害となったとして、サイレント・タイムを設ける必要性も指摘された。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプター保有機関の調整、高度制限、活用時のルール化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプター保有機関間の連携・調整の実施 	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-04.救助・救急医療</p>
医療活動	医療機関	被災地医療機関従事者	地震発生直後～3日間	<p>■医療機関の被災(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県下で4病院、101診療所が全壊又は焼失するなど、阪神地域では、多くの医療機関が建物被害を受けた。 建物被害が小さかった医療機関における機能低下の原因としては、水道、電気やガス、電話などライフラインの寸断が大きかった。 兵庫県下随一の3次救急医療機関である神戸市立中央市民病院は、市街地と島を結ぶ神戸大橋の不通により震災直後の救急患者の受け入れがあまりできなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの医療施設が建物被害を受けたほか、建物被害を免れた医療機関も、ライフラインの寸断や医療機器破損などにより、医療機能は大きく低下した。 断水の影響には、医療用水のほか、ボイラー用水や、コンプレッサー・自家発電機等の冷却水が得られないという面もあった。 停電により、明かりに不自由しながらの診察・治療が行われ、手動の人工呼吸器を押し続ける姿も見られた。 都市ガスの供給停止により、入院患者の食事提供に影響があった病院もある。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 病院の耐震化 病院がある地域のライフラインの優先復旧 予備バッテリー等災害に備えた備蓄の実施 	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-04.救助・救急医療</p>
避難行動	医療機関	被災地医療機関従事者	地震発生直後～3日間	<p>■入院患者の避難の困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に地方の病院では、入院患者を避難させることが困難な状況であった。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 災害時避難マニュアル、対応マニュアル等の整備・作成、訓練の実施 	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-04.救助・救急医療</p>
医療活動	医療機関	被災地医療機関従事者	地震発生直後～3日間	<p>■トリアージ(優先度決定)の困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 負傷者の大部分は、市民の手によって、日ごろから救急患者を受け入れている医療機関に運ばれた。被害の大きかった地域の病院で大量の患者が殺到して大混乱となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 救出現場など病院外でのトリアージ(患者選別)がほとんど行われなかったため、医療機関には死者や軽傷者、重傷者などの患者が選別されずに殺到した。 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸市内の各消防署を応急救護所とし、重傷者が連れてこられた場合にのみ病院に搬送する対応が行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関と医療従事者の災害時の役割・対応方法等の検討と周知 防災関連機関への情報提供と連携の実施 	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-04.救助・救急医療</p>
医療活動	医療機関	被災地医療機関従事者	地震発生直後～3日間	<p>■災害時特有の疾患の発生(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生省研究班の調査によると、挫滅症候群の患者は372例、うち50例(13%)が死亡したとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 挫滅症候群(クラッシュシンドローム)が発生したが、一般医療関係者には挫滅症候群の危険性が周知されていなかったため、初期段階の全身症状が良いために見過ごされ、治療が遅れた例もあったと言われる。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 災害時特有の疾患についての、医療従事者に対する周知 	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-04.救助・救急医療</p>
医療活動	医療機関	被災地医療機関従事者	地震発生直後～3日間	<p>■医療品の不足・余剰(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救援物資としての医薬品の取扱が問題となっていた。 医薬品の管理、整理、分配には専門知識を持つ人材が必要であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の救護活動現場での不足、集積場所での管理、搬送等に問題が生じた。 当初は医薬品が不足したが、まもなく充足し、最終的には大量に余ることとなった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の医療品取り扱いに関する規制等の緩和の検討、他自治体・他地域の医療機関との連携 	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-04.救助・救急医療</p>

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典	
医療活動	医療機関	被災地医療機関従事者	地震発生直後～3日間	<p>■病院での処置の困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の治療は、ライフラインが停止し患者の殺到している被災地内の医療機関では限界があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院が被災し、震災前からの入院患者を転院させるなどの対応も必要だったが、カルテ散乱やコンピュータ停止のため、転院先、紹介先への診療データ引き継ぎも困難だった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の耐震化 ・病院がある地域のライフラインの優先復旧 ・予備バッテリー等災害に備えた備蓄の実施 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-04.救助・救急医療
医療活動	医療機関	被災地医療機関従事者	地震発生直後～3日間	<p>■被災地内医療機関から後方医療機関への搬送困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地内の医療機関での対応が困難な負傷者や、有病者・入院患者等について、後方医療機関へ搬送する必要があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話回線の混乱により消防本部、市町への連絡がとれなかったため、各医療機関による転院・転送先の確保は困難だった。 ・受け入れ先、搬送手段の確保が困難だったため、震災直後の後方医療機関への搬送は困難だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転送先の多くは、医師や看護婦等の個人的ネットワークによって確保されたとされている。 ・特に震災直後の搬送手段としては自家用車が多かったが、その後、病院の患者搬送車のほか、応援救急隊やヘリコプター、船舶も利用された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体医療機関との災害時連携のための協定の締結 ・医療機関への災害時優先的な情報伝達手段の配備 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-04.救助・救急医療
医療活動	医療機関	被災地医療機関従事者	地震発生直後～3日間	<p>■被災地内医療機関からの情報発信の困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内の医療機関は、被災地内の医療機関との連絡を試みたが、当日連絡がとれたのはわずか15%、患者の搬送もわずかだった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地周辺の医療機関は受け入れ体制を整えたが被災地との連絡はなかなかとれなかったため、医師自らが被災地に入り、患者を搬出してきた例も少なくなかった。 ・要請がなかったため、医師自らが被災地に乗り込み、患者等を被災地外へ転送した例もあった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体医療機関との災害時連携のための協定の締結 ・医療機関への災害時優先的な情報伝達手段の配備 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-04.救助・救急医療
医療活動	医療機関	被災地医療機関従事者	地震発生直後～3日間	<p>■医療協定がなかったことによる応援の不可能(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる自治体間での、消防・救急活動に関する応援の準備が整っていないケースがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地内病院からの患者受入要請を受けたある病院では、地元消防本部に救急車を依頼したが、先方医療機関から依頼がないことから単独では動けなかった。 ・広域応援の救急車は、無線の周波数が異なっていて交信できず、また地理や病院の場所が分からなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援の救急車に対し、神戸市では、職員1名が案内役として救急車に乗り込んで救急活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体、他医療機関との災害時連携のための協定の締結 ・災害時広域医療応援時のマニュアルの作成 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-04.救助・救急医療
医療活動	医療機関	被災地医療機関従事者	地震発生直後～3日間	<p>■ヘリコプターによる医療搬送の困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターによる患者の搬送について、準備や経験等が不足していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時における医療機関等の活用経験がほとんどなく関心も低かったため、患者搬送にあたっては最も威力を発揮するヘリコプターは、震災直後には十分活用されなかった。 ・ヘリポートの確保も困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空法により民間ヘリコプターが臨時ヘリポートを利用できなかったが、1月20日、運輸大臣の指示で今回に限り認められることとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関近隣のヘリポートの設置 ・災害時の医療搬送にヘリコプターを使用することの検討と医療関係者による訓練の実施 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-04.救助・救急医療
救助・救援	行政	政府	地震発生直後～3日間	<p>■海外からの支援の受け入れ体制の混乱(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災当日より諸外国からの支援申し入れが相次いだ。2月9日までに70カ国・地域と3国際機関からの申し入れがあり、44カ国・地域(9月1日現在)の支援を受け入れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府非常災害対策本部に外務省は入っておらず、支援受入の窓口・判断体制も不明確だったため、震災直後の支援受入の判断には時間を要した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・海外からの支援受け入れ体制の検討とマニュアル化 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-04.救助・救急医療

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
医療活動	行政		地震発生直後～3日間	<p>■海外からの支援の受け入れの混乱(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災直後より各国および国際的医療NGO等から医療支援の申し出があり、1月22日頃から神戸市分で8団体・個人計80人が活動に従事した。 ・被災地の医療ニーズが風邪、消化不良、過労や慢性疾患に対する医療であったのに対し、支援側は骨折等の救急医療の提供を主眼としていたためのミスマッチもあった。 ・海外医療チームは、問診のため日本人医師・通訳などの付き添いが必要だったり日本語と外国語の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外からの医療チーム派遣、医薬品提供の申し入れもあり、緊急避難的措置として医療行為を認めるなどの対応がはかられたが、米国ボランティア団体より送られた医薬品が、薬事法上の規定に合わなかったため受け入れられず、海外メディアに「薬も拒否」と誤解を受けた面もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の医師免許を持たない諸外国の医師に対し、1月23日厚生省は「緊急避難的行為として医療行為を認める」という判断を下した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療行為・医薬品取り扱いに関する規制等の緩和の検討 ・海外からの支援の受け入れマニュアル等の整備 	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-04.救助・救急医療</p>
人命救助	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■監視カメラによる視覚での被害確認ができない(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市消防局では、市内5箇所に監視カメラが設置されていたが、停電により一時映像がとぎれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市消防局では、監視カメラの映像が一時途絶した 	<ul style="list-style-type: none"> ・市消防局では、隣接する市役所1号館24階展望室に2名の職員を派遣、同時多発火災の発生を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要バッテリー配備 	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災対応</p>
人命救助	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■被害確認の遅れ(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防機動隊において、液状化等による隊員到着の遅れ、ヘリポートの被害が発生していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空からの情報収集のため消防機動隊に出動命令を出そうとしたが、ただちに離陸体制をとることができなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・被害確認のための初動体制の再検討 	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災対応</p>
人命救助	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■消防要員の確保(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参集基準を震度5と定めていた。 ・職員の市内居住率が34%と低かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中市消防本部では、参集基準を震度5と定めていたが大阪管区気象台発表は震度4だったこと、職員の市内居住率が34%と低かったことから、参集率が比較的lowかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・本部近傍に職員を居住させるための借上げ官舎等の確保 ・広域または隣接する所管範囲の震度等についても参集の前提条件として導入 	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災対応</p>
人命救助	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■消防の出動(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎の被害は神戸市で大きく、特に中央区の3署に大きな被害が出た。 ・地震動により車庫内もロッカー等が散乱したり車両が移動していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫シャッターが開かなかったため、消防車の出動に支障が生じたところがあった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の耐震化 	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災対応</p>
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■消火活動と救助・救出活動の優先度(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市などでは、消火活動を最優先とした消防隊出動がとられた。 ・消火活動と救助活動を並行して実施する必要があったが、消防としては「消火活動優先」という立場をとろうとしたところもあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動に向かう消防隊の中には、火災出動の途中や到着現場で住民に取り巻かれ、救助活動に従事せざるを得ない場合もあった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対する事前の周知啓発(市街地大火等を防ぐために消防の消火活動が欠かせないこと、救助活動については消防等を待つより、近隣の住民等が協力し迅速に実施することが適切であること等) 	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災対応</p>

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■消防水利の確保 (背景) ・被災地域では、消火栓が使用不能となった。 ・防火水槽の中には被害を受けたり倒壊家屋によって使用不能となったところもあり、使用できたところも水はすぐに尽きた。 ・神戸市では、震度5を想定していたために消火栓が利用できるとの前提で防火水槽の配置が少なかったことや、ポンプ車・消防職員の配備状況が消防庁基準より低かったことなど、消防力の整備自体が不足していた。</p>	<p>・消防用水の不足、消防力(職員や車両)の不足により消火活動が十分に進められなかった。</p>	<p>・西宮市では、防火水槽が多かったほか、前年秋に「異常湯水時に伴う特別消防体制」を通知していたことが奏功して井戸やプール、ビル受水槽のほか、土のう・瓦礫により河川をせき止めての取水ができた。 ・防火水槽のほか、プール、河川、ビルの水槽等の水も使われた。</p>	<p>・災害時の特別消防体制の検討</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災 対応</p>
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■消防水利の確保 (背景) ・防火水槽の中には被害を受けたり倒壊家屋によって使用不能となったところもあり、使用できたところも水はすぐに尽きた。</p>	<p>・神戸市消防局の本部指揮所では、消防艇による海水利用を決定、消防艇「たちばな」から最長1.2kmにわたるホース延長が行われたが、ホースは東西方向の通過車両に踏まれて何度も破裂、交換が必要だった。</p>	—	<p>・非常時に、海や河川等の自然の水利を用いて消防活動を実施する際の、活動体制の確保策の検討(延長ホースの保全等)</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災 対応</p>
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■消防水利の確保 (背景) ・都市部において、消防車による消火活動が困難な際のヘリコプターによる空中消火が想定されていなかった。</p>	<p>・神戸市消防局では、消防ヘリコプターによる消火活動を検討したが、落水の衝撃による家屋倒壊の助長や要救助者への危険、注水有効性への疑問、吹き下げ気流による火勢拡大、ヘリコプター飛行の危険性などから判断し、実施しなかった。</p>	—	<p>・有効な空中消火手法に関する検討</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災 対応</p>
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■燃料の調達 (背景) ・神戸市消防局では、市内ガソリンスタンドがほとんど営業していなかった。</p>	<p>・燃料、救助用資器材の調達が困難だったほか、消防車両の故障などへの対応も必要だった。 ・姫路市から燃料調達を行ったが、交通渋滞により時間がかかり、大型ローリーから直接給油できなかったためにドラム缶等に小分けする必要もあった。</p>	<p>・神戸市長田区方面で放水中の消防車両に対しては、長田消防署管内の石油会社の協力による燃料調達も行われた。</p>	<p>・石油会社との災害時燃料調達に係る協定の締結 ・自治体間の応援協定(燃料・資機材等)の検討</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災 対応</p>
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■救助用資器材の調達、消防車両の故障 (背景) ・燃料、救助用資器材の調達が困難だったほか、消防車両の故障などへの対応も必要だった。 ・瓦礫の散乱する現場での長時間の活動や液状化の影響などにより消防車両が損傷した。</p>	<p>・燃料、救助用資器材の調達、消防車両の故障などへの対応が必要になった。</p>	<p>・現場活動用の資器材として、ホース、投光器、発電機、救急資器材、のほか、エンジンカッター、チェーンソーなど各種の資器材が緊急調達された。 ・瓦礫の散乱する現場での長時間の活動や液状化の影響などにより消防車両の損傷も多かったが、神戸市内での部品入手が困難だったため、派遣都市の車両整備隊の協力を得て修理及び部品調達が行われた。</p>	<p>・自治体間の応援協定(燃料・資機材等)の検討</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災 対応</p>

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■広域応援 (背景) ・9時50分、神戸市長は消防局長の進言を受けて兵庫県知事に消防広域応援を要請、10時に県は消防庁へ他府県の応援要請を行った。</p>	<p>・交通渋滞の影響などにより、応援部隊の到着には時間を要し、受入側はいつ、どの部隊が到着するのか予測ができなかったため、計画的活動に支障があった。</p>	—	<p>・広域応援体制の整備 ・応援隊派遣マニュアルの整備、および各応援隊の情報連絡手段の確保</p>	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災 対応
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■広域応援隊への案内 (背景) ・広域応援で駆け付ける消防隊は、被災地の地理に不案内であることが多い。</p>	<p>・被災地の地理に詳しくなく、消防活動を行うための地理の案内が必要な部隊もあった。</p>	<p>・地理不案内な応援消防隊のため、地元消防本部が誘導を行った。</p>	<p>・事前の地理情報・地図等の配布 ・地元消防隊・消防団等が各応援隊に配備される等の工夫の検討</p>	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災 対応
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■広域応援隊の集結 (背景) ・神戸市消防局は、市役所3号館前に応援部隊の集結場所を設定し、現場へ誘導した。</p>	<p>・応援部隊で事前に無線で連絡が入った隊については直接指定した消防署へ向かってもらう場合もあったが、一旦市役所へ集結した部隊が、通過してきた方面の現場へ戻るという事態もあった。 ・応援部隊は各消防署指揮下に入って活動したが、各署における指揮系統は完全ではなく、また応援部隊を一度市役所前に集結させたため、車両による署前道路の路上駐車なども問題となった。</p>	—	<p>・広域応援隊活動時のマニュアルの整備、および各応援隊の情報連絡手段の確保</p>	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災 対応
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■広域応援隊との情報連絡の困難 (背景) ・全国からの応援隊が共用できる全国消防波が1波しかなかった</p>	<p>・応援部隊を含む混成部隊のため、利用できる無線回線が限定され、現場指揮・連絡は困難だった。</p>	—	<p>・消防資機材の規格の統一の検討</p>	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災 対応
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■資機材が共用不可 (背景) ・被災地外からの応援機関の活動に際して、消火栓用の工具の違い、ホースのさし込み方式の違いや、救急車の心電図送受信装置に互換性がないことなど、資機材の規格が異なっている場合があった。</p>	<p>・資機材が共用できないため、応援機関が満足な活動を実施することができなかった。</p>	—	<p>・消防資機材の規格の統一の検討</p>	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災 対応
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■広域応援隊のための宿泊施設 (背景) ・被災地外からの応援隊のための宿泊施設の確保が必要となったが、宿泊施設の収容可能人数には限界があった。</p>	<p>・消防署会議室・事務室や車庫、消防車内、テントで仮眠をとる等の対応をせざるを得なくなったケースがあった。</p>	<p>・市の福祉施設、県消防学校、市消防学校のほか、客船も活用された。</p>	<p>・広域応援に係る応援隊宿泊施設の事前確保</p>	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災 対応

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■二次災害(火災)の発生(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝にもかかわらず、地震発生時には神戸市内で約2割の人が石油ストーブなどの火気を使用していた。 ・火気を使用していた人のうち約半数は火の始末をしていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民が、炎や煙を直接見て、あるいは人から聞いて、震災直後に火災の発生を知った。 ・火災を知っても、救助活動に従事したり傍観した人も多く、当初から初期消火活動に参加する市民は必ずしも多くはなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間の経過とともに、広範囲かつ大規模に市民消火活動が展開され、その結果として火元で焼け止まった火災現場も多かった。延焼拡大を阻止した要因のひとつとして市民消火活動をあげることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の向上 	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災対応</p>
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■消防団の消火活動(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市の市街地では、常備消防が充実しているという理由で、一部地元所有の消火ポンプの他は消防団に可搬ポンプが配備されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の消火活動に一部支障があった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域消防団への資機材の配備 	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災対応</p>
火災の発生及び消火活動	防災機関	消防	地震発生直後～3日間	<p>■二次災害の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市東灘区で液化プロパンの漏洩事故が発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の自衛消防隊が地域住民と協力して消火にあたり、他都市の企業の自衛消防隊により危険物漏洩への対応がとられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の向上 ・民間企業消防隊の育成 	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-05.火災対応</p>
道路被害、交通渋滞への対応	市民		地震発生直後～3日間	<p>■大規模な道路被害の発生(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路、鉄道など高架構造物の倒壊、沿道建物の倒壊、路面崩壊などにより、被災地内の道路容量は大きく低下した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の東西交通を担う主要幹線が被災地を通過していたことから、国内東西交通にも大きな打撃があった。 ・道路を始めとする公共交通施設の被災は、市民生活や日本経済に大きな影響を及ぼした。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設等の耐震化 ・迂回路の整備 	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-06.緊急輸送</p>
通信・情報、道路被害、交通渋滞への対応	防災機関	警察	地震発生直後～3日間	<p>■道路設備への障害の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県警交通管制センターでは、交通情報をつかさどるシステムの端末装置や通信回線に大きな被害を受けたほか、信号機等へも大きな被害があった。 ・神戸の道路交通情報センターでは、放送資機材の損壊やラジオ関西等放送機関の被災などにより、交通情報を放送するのも難しく、17日中の放送回数は3回にとどまった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機動隊や高速道路交通警察隊、現場警察官による巡回、障害を受けなかった交通監視カメラ、車両感知器の情報やヘリコプターによる調査などにより、道路の障害状況が把握された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間警備会社や、地域の自主防災組織・ボランティア等と協力した、道路被害状況の確認と情報伝達、交通整理体制の確保 	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-06.緊急輸送</p>
道路被害、交通渋滞への対応	防災機関	警察	地震発生直後～3日間	<p>■警察官の不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災直後から、道路交通法に基づく現場警察官による交通規制(損壊道路等への立ち入り制限等)が実施されていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当日は警察官による交通規制が行われたが、警察官の多くは生き埋め者救出に動員され、必要な人員に比較して規制に当たることのできる警察官の人員数は不足していた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・警察による広域連携の実施 	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-06.緊急輸送</p>

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
道路被害、交通渋滞への対応がれきの撤去	防災機関	道路管理者、警察、等	地震発生直後～3日間	■道路上への施設の倒壊	・道路上へ倒壊した家屋等が交通の妨げとなっていた。 ・道路上の放置車両も復旧作業や通行の妨げとなっていた。	・道路交通確保のため、路上に倒壊していた家屋については、道路管理者および自衛隊によるがれき撤去が行われた。 ・阪神高速神戸線、岩屋高架橋等の倒壊した国道43号線の瓦礫撤去など、道路交通確保の観点から、道路管理者によって他機関所管の構造物等に対する応急措置がとられた例があった。 ・倒壊家屋の撤去にあたっては所有者の承諾が必要だったため、広報誌・勧告ビラによる周知、所有者確認、承諾書取得などの対応が図られた。 ・被災地路上に放置された車両により道路交通障害が発生したため、兵庫県警では2月13日より「移動協力要請用標章」の貼付を行うとともに、移動した場合には「短距離移動措置通知用標章」「保管措置通知用標章」を貼付するなどの措置をとった。 ・高速道路上に残された残置車両については阪神高速道路公団が撤去作業を行った。	・災害時のがれき撤去に係る事前検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-06.緊急輸送
広報活動	防災機関		地震発生直後～3日間	■被災地上空へのヘリコプターの集中(背景) ・震災直後から、民間機、自衛隊機など相当数のヘリコプターが被災地上空に集中した。 ・震災直後の飛行目的のほとんどは、報道取材、偵察飛行だったが、その後物資搬送、人員輸送などに利用された。	・自衛隊による上空の安全確保のための情報提供は法的権限がないため、要請に協力しない航空機もあり、ニアミスなどの危険な状況も発生した。	・被災地上空の安全確保のため、王子グランドに設けられた陸上自衛隊の飛行統制所から自衛隊機の管制とともに民間機への「航空情報の自主的提供」が行われた。 ・自衛隊は、当初、他官庁・民間機のパイロットに対し、官民共用の周波数122.6MHzの利用を呼びかけた。	・ヘリコプター運用の事前ルール化	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-06.緊急輸送
食糧・物資の不足及び確保	防災機関		地震発生直後～3日間	■ヘリポート用地の不足(背景) ・物資の緊急輸送のため臨時ヘリポートの設置が必要となった	・ヘリポート用地が避難場所となっていたため利用不能だったり、航空法の規定との調整が必要とされたりした。	・物資の緊急輸送のため、王子競技場、「しあわせの村」、グリーンピア三木などに臨時ヘリポートが開設された。	・事前のヘリポート用地の指定・確保	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-06.緊急輸送
食糧・物資の不足及び確保	防災機関 市民	輸送会社等	地震発生直後～3日間	■港湾の被災(背景) ・岸壁の被災やコンテナ流出などの危険により航泊禁止区域が設定された。	・地震発生直後の数日間は荷役可能な状態ではなく、神戸での荷役はできなかった。	・貨物船の多くが神戸での荷役をあきらめ、神戸港発着のフェリーに対しては代替港へ振替輸送が行われた。 ・神戸発着の旅客船、フェリーは、大阪南港、泉大津に発着振替、あるいは神戸に寄港しないなどの措置がとられた。 ・海外では、船会社が神戸港向け(神戸港経由を含む)のコンテナ貨物の引き受けを打ち切るなどの措置をとった。	・被災港湾に代わる代替輸送拠点校の事前検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-06.緊急輸送
食糧・物資の不足及び確保	行政	市町村職員	地震発生直後～3日間	■必要量の把握困難	・各市等は避難所等の被災者数の把握にためたが、時間を追うごとに避難者数は増えていった。 ・被害状況が十分に把握できないまま、被災者数を想定しての緊急物資の調達しなればならなかった。	・兵庫県の災害対策本部では、まず被災者17万人を想定して「食料、飲料水、毛布の確保」等を実施することとしたが、当日夕方には被災者数200万人を推定しての物資調達を行うこととした。	・避難者情報等の継続的な収集による食糧・物資等の必要量の試算体制の確保 ・民間事業者等から協力協定等に基づき十分な物資量を確保	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-07.緊急食糧・物資調達と配給

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典	
食糧・物資の不足及び確保	行政	市町村職員	地震発生直後～3日間	<p>■物資調達のための連絡が取れない、調達先業者の被災</p>	<p>・神戸市では、市外の業者を探すために周辺自治体へ必死で電話をかけた。</p> <p>・伊丹市では、電話が不通のため職員が自動車ですら調達を開始、近隣スーパーなどの被災状況を見て市内調達をあきらめ、市外業者からの調達を行った。</p> <p>・食糧調達にあたっては、県農林水産部が中心となり学校給食センターや民間給食施設を用いておにぎり等を炊き出した。休校措置のため不要となった給食を被災者用に振り替えた自治体もあった。</p>	<p>・広域被災を想定し、同時被災の可能性が低い自治体や業者と災害時協定を締結</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-07.緊急 食糧・物資調達と 配給</p>	
食糧・物資の不足及び確保	行政	市町村職員	地震発生直後～3日間	<p>■ニーズ把握時の混乱(背景)</p> <p>・県・市町がそれぞれ被災者ニーズを把握した。</p>	<p>・県が把握した被災者のニーズが市町に伝えられ、それが市町独自に把握したニーズと重複したための混乱もあった。</p>	<p>—</p>	<p>・県と市町村の災害時役割分担、情報の一元化</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-07.緊急 食糧・物資調達と 配給</p>
食糧・物資の不足及び確保	行政	市町村職員、物資輸送業者	地震発生直後～3日間	<p>■被災地内の道路状況による物資輸送の困難(背景)</p> <p>・被災地内の道路が激しく渋滞した。</p> <p>・地理不案内な車両、本来は別用途のため輸送効率の悪い車両が動員されたため、交通の混乱に拍車がかかった。</p>	<p>・阪神高速道路の倒壊により東西を結ぶ代替道路が激しく渋滞し、物資の輸送には非常に多くの時間がかかった。</p> <p>・渋滞に阻まれた救援物資は、途中の区役所や避難所で降ろされる場合もあった。</p>	<p>・有料道路通行料金の免除措置が実施された。</p> <p>・交通網寸断・渋滞による物資輸送の遅れに対処するため、警察による先導が行われたり、自衛隊、消防ヘリコプターによる食料・物資の輸送が行われた。</p>	<p>・物資輸送における船舶・ヘリコプター等の活用</p> <p>・地元輸送・運搬業者の活用</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-07.緊急 食糧・物資調達と 配給</p>
食糧・物資の不足及び確保	行政	市町村職員	地震発生直後～3日間	<p>■物資の積み下ろし、受入れ・保管(背景)</p> <p>・発生当日昼頃から届き始めた物資・食料の受入れは、被災自治体の市役所・区役所などで行われた。</p> <p>・役所は、保管場所等を用意していなかった。</p>	<p>・保管場所がなく、物資の届いた市役所・区役所等の駐車場等には、物資が山積みとなった。</p> <p>・交通渋滞などにより、物資はいつ届くか分からず、職員、ボランティア等が24時間体制で積み降ろし作業に追われた。</p>	<p>—</p>	<p>・物資の受け入れ先・保管場所等の事前指定</p> <p>・民間業者の活用</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-07.緊急 食糧・物資調達と 配給</p>
食糧・物資の不足及び確保	行政 市民	市町村職員 被災者	地震発生直後～3日間	<p>■物資配布の偏り(背景)</p> <p>・積み降ろしの手間を省くため、物資を輸送してきた車両に職員が同乗し、そのまま避難所へ配送に廻るといった方法がとられた。</p>	<p>・避難所に直行するという方法で物資を送り届けた結果、大型トラック等による直接輸送のため、物資が届けられたのは幹線道路沿いの大規模な避難所に偏った。</p>	<p>—</p>	<p>・物資の受け入れ状況・配布状況等、情報の一元管理</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-07.緊急 食糧・物資調達と 配給</p>
食糧・物資の不足及び確保	行政 市民	市町村職員 被災者	地震発生直後～3日間	<p>■物資不足・配給時の混乱(背景)</p> <p>・発災直後の避難所では、避難者数に比較して届いた食料・物資の量が圧倒的に不足していた。</p>	<p>・物資・食料が不足したため、配給時に混乱が起きた避難所もあった。</p> <p>・避難者全員に行き渡らないため、届いた物資の配給を見合わせた避難所もあった。</p>	<p>・できるだけ平等に配布しようと、わずかな食料を小分けして配ったり、弱者を優先にする工夫をした避難所もあった。</p> <p>・避難者有志や教職員等が、自主的に、近隣の店舗等から物資を調達してきた避難所等もある。また、地域で炊き出しをして、食べ物を配ったケースもあった。</p>	<p>・自治体内の被災者に対する食糧・物資等の備蓄の充足</p> <p>・民間企業との災害時における物資・食料調達における協力の検討</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-07.緊急 食糧・物資調達と 配給</p>

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
食糧・物資の不足及び確保	民間企業	被災地内のスーパーやコンビニ	地震発生直後～3日間	<p>■物資不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の避難所では、避難者数に比較して届いた食料・物資の量が圧倒的に不足していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地内のスーパー、コンビニエンスストア等は、被災しながらも開店したところが少なかったが、開店した店舗には、被災者が長蛇の列を作った。 ・渋滞のため、輸送等に車を用いるのが難しかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋滞を避けるためオートバイ輸送を行うなどの工夫が見られた。 ・多くの人に物資が行き渡るよう、一人当たりの購入量の制限などが実施された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店や物流業者等に対し、BCP策定を促進(被災後も物資の販売が可能な程度の営業継続等) ・小売店等と地域住民等の協定による、災害時の物資確保体制の確立 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-07.緊急食糧・物資調達と配給
遺体や行方不明者に関する処置	行政	市町村職員	地震発生直後～3日間	<p>■遺体検視場所・安置場所の不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体検視場所として計画されていた施設が被災したり、遺体安置場所に予定していた施設は多数の避難者の発生で避難所となっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の死者発生により、遺体の収容、遺体安置場所の確保は困難となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民の救出救護活動等により、近くの小中学校や公的施設等へ運び込まれる遺体も多かった。 ・避難者のいる避難所、負傷者の殺到した医療機関も遺体安置所となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害想定に見合った遺体対応場所の指定 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-08.保健衛生
遺体や行方不明者に関する処置	行政	市町村職員	地震発生直後～3日間	<p>■葬儀社の被災、遺体対応の困難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体のための棺、ドライアイス、供花の白菊が不足した。 ・葬儀社も多くが被災し、被災地外からの調達が必要だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループの協力によって、防腐措置が施された例もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同時被災が見込まれない地域の自治体・業者との災害時協定の締結 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-08.保健衛生
遺体や行方不明者に関する処置	行政医療機関	市町村職員 医師	地震発生直後～3日間	<p>■遺体検案、医師の不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各警察署では、監察医以外の一般臨床医にも検案を要請していた。既に死亡した者まで医療機関に運ばれ一般臨床医により死体検案がなされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療資源に限られる中での救命医療の障害となった ・警察による検視を経ないまま火・埋葬された遺体もあった。 ・法医学専門家と一般臨床医との検案結果に、死亡した時期、死因等に差があり、死体検案書の精度の偏在が問題となった。 ・監察医制度区域は神戸市の一部に限られ、区域外との検案体制の差は歴然としていた。そのため、阪神間での震災死亡者の死亡構造に関する検討は十分になされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・19日以後、日本法医学会の応援態勢が整い、各遺体安置所での死体検案書の発行が可能となり、混乱は解消された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体検案のための監察医派遣体制の確立 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-08.保健衛生
遺体や行方不明者に関する処置	行政	市町村職員	地震発生直後～3日間	<p>■遺体検案書類等の作成の遅れ(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞や電話の輻輳などの影響により、初期の検案医師の不足が発生していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族からの早急な遺体引き渡し要求、遺族に交付する死体検案書の作成が遅れ、混乱が生じた。 ・行政機関が埋火葬許可書を発行することができない状況が発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬許可書なしの火葬を認めるという特例措置がとられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内及び周辺市町村と連携した、検案医師等の人材確保体制の準備 ・災害による混乱、平常業務の簡素化に伴う、埋火葬手続きの特例について事前に整理 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-08.保健衛生

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
遺体や行方不明者に関する処置	行政	市町村職員	地震発生直後～3日間	■遺体処理能力の限界	・遺体数が被災地内の斎場の処理能力を大きく上回った	・神戸市衛生局は18日朝から火葬場の確保に奔走。周辺の市、京都、大阪などの政令指定都市にも応援を要請した。1日の遺体受入能力は被災市町288体、県内その他市町188体、大阪府、京都府、岡山県等の近接府県市241体など、計647体であった。 ・海上保安庁や自衛隊ヘリコプター及び自衛隊車両による搬送も行われた。26日までに他府県を含め火葬された遺体数は約4800体であった。	・遺体の広域火葬処理の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-08.保健衛生
避難所	市民	避難所管理者 避難者	地震発生直後～3日間	■トイレの確保の困難(背景) ・断水により水洗トイレが利用できなくなった。	・避難所などでは、施設内のトイレだけでなく、庭、側溝などあらゆる場所に糞便の山ができた。	・学校等の避難所では、糞便を流すためにプールの水を運ぶ、糞便をビニール袋に入れて清掃する等、断水の中で水洗トイレを利用する工夫がこらされた。 ・断水のために使えない自宅の水洗トイレを使うために、大量のトイレ用水の確保が必要となり、ボランティアの支援が大きな力となった。	・避難所衛生管理体制の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-08.保健衛生
避難所	行政 市民	市町村職員 被災者	地震発生直後～3日間	■トイレの確保の困難(背景) ・断水により水洗トイレが利用できなくなった。BF409	・神戸市では、被害状況を正確に掴めず、当初は仮設トイレ300基程度で足りると考えていたが、その供給には時間がかかった。 ・神戸市で全避難所に仮設トイレが行き渡ったのは発災後、約2週間を経てからであった。また、せっかくの仮設トイレも、高齢者や身体障がい者などにとっては利用しにくいものだった。 ・トイレに行けず、トイレを控えようとした避難者もいた。なかには、手にすることができたわずかな食料や飲料水さえ口にできなかった避難者もいる。	・神戸市には、他都市、業界等からの仮設トイレ支援が約3,000基に達した ・ポータブルトイレも提供され、高齢者や病人を抱える家庭等で利用された。 ・神戸市では、仮設トイレの設置目標を順次高め、当初は避難者150人に1基、次いで100人に1基を目標にした。100人に1基行き渡った段階で設置についての苦情はかなり減り、75人に1基達成できた段階では苦情が殆どなくなった。	・仮設トイレ・ポータブルトイレの備蓄 ・避難所における衛生管理の徹底	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-08.保健衛生
避難所	行政	市町村職員	地震発生直後～3日間	■仮設トイレの仮置き場(背景) ・神戸市には、他都市、業界等からの仮設トイレ支援が約3,000基に達した。	・受け入れた仮設トイレの仮置き場の確保が大きな課題となった。	—	・受け入れ物資の仮置き場の事前確保	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-08.保健衛生
避難所	行政	市町村職員	地震発生直後～3日間	■バキューム車の不足(背景) ・バキューム車を所有する神戸水質保全協同組合では、ほとんどの業者が被災してし尿収集にあたるのが困難であった。	・避難所などからは、くみ取り要請が数多く出されたが、水洗化率の高い都市部では、市有バキューム車が少なく、不足した。 ・水洗トイレしか知らない市民には仮設トイレの正しい使用方法がわからず、汚物が少しでもたまると申告をしてくる状態であった。	・全国環境整備事業協同組合連合会や他都市(2市)の支援を受けた。 ・神戸市では、仮設トイレの使用方法に関するリーフレットを配布して対応した。	・災害時のバキューム車の確保、協定等の締結	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 1-08.保健衛生

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
通信・情報	民間企業	事業者	地震発生直後～3日間	■企業の被災状況の把握	・NTTは8時に関西支社災害対策室(大阪に常設)に情報連絡室を設置し情報把握に努めた。電話会議で各支店の被災情報を求めたが、被災支店の情報や、支店内でも所外設備の状況などはほとんどつかめなかった。	・所外系設備の被災状況は、固定配線、端末の川下からの調査、人海戦術による局内からの心線照会といった川上からの調査によって、故障状況が刻々と明らかになった。	・通信が途絶・輻輳した場合の災害対応の事前検討、BCPの確立	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
通信・情報	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■交換機の使用不能、輻輳の発生	・予備電源が損傷し、交換機が使用できなくなった。 ・輻輳が発生した。	・予備電源の損傷により使用できなくなった交換機のために全国から移動電源車が緊急出動し、1月18日午前中には交換機能はすべて復旧した。 ・輻輳に対処するため、通話制限や回線の緊急増設が行われた。	・通信が途絶・輻輳した場合の災害対応の事前検討、BCPの確立	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
通信・情報	市民	避難者	地震発生直後～3日間	■通信の途絶・輻輳の発生	・震災当夜から行った避難者数調査の結果、避難所への電話の設置が要望されていた。	・避難所等には、衛星通信を用いて、特設公衆電話やFAXなどが設置された。 ・国際専用無料公衆電話や聴覚障がい者のための災害時無料FAXも設置された。	・避難所への特設公衆電話の設置 ・公衆電話の適性配置	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
停電による影響と対策	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■電力供給不能	・電力需要の急低下により周波数の上昇が起こった。 ・送変電設備及び配電設備の被害により約260万軒の停電が発生した	・急きょ揚水発電所の運転を行って電力需給バランスを保つ措置がとられた。 ・系統の切替送電を行うなど、電力の応急復旧に努めた。	・電力施設の耐震化、予備バッテリーの配備、等	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
停電による影響と対策 燃料不足及び確保対策 上下水道の被害と復旧	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■発電機車の燃料の確保	・災害時活動の拠点となる官公庁施設、病院、避難所等への発電機車による送電も行われた。しかし、被災地では軽油や特殊オイルが不足し、発電機車のための燃料調達は、当初数日間の大きな課題だった。 ・工業用水の途絶によって発電機を停止する事態もあった。	—	・災害時燃料確保のための石油会社等との協定の締結	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
停電による影響と対策 燃料不足及び確保対策 ガス供給停止	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■復旧作業員の不足	・被害がいたるところで発生し、電力・ガス復旧のための作業員が不足した。	・電力復旧については全社的な応援体制をとり、地震当日から神戸支店管内事業所に復旧要員を送り込んだ。また他電力会社や、協力会社からも多大な支援を得て、技術系復旧要員は、1日最大6,000人以上にのぼった。全国の電力会社より人員および資機材などの協力があつたが、周波数の違いにより利用できない発電機車もあった。 ・地震当日中には、復旧日数1か月半、必要な復旧人員7,500人との判断が下され、地震翌日の1月18日、日本ガス協会に対して応援要請が出された。	・作業員の宿泊場所の事前確保、災害時BCPの確立	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
停電による影響と対策	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■復旧作業員の宿泊場所の確保と健康管理	・作業員のための水・食事・トイレ・宿泊場所の確保と健康管理は、安全かつ迅速に応急送電を実施するための最重要課題だった。	—	・作業員の宿泊場所の事前確保、災害時BCPの確立	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
事業所の営業停止等	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■意思決定者の不在	・対策本部が設置された直後は、計画における最終意思決定者(社長)が不在の状態が続いた。	・地震当日10時30分に社長が本社災害対策本部統括本部長に就任するまで、中央司令室チーフ、取締役、常務、副社長の順でそれぞれ代行した。	・意思決定者代行の事前検討・指名	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
ガス供給停止	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■被災によるガスの漏洩	・ガスの漏洩通報が相次いだ。	・午前11時現在の漏洩通報件数の増加傾向から判断して、神戸地区の2ブロックの遮断が決定された。以後、当日中に計5ブロック(計83万3千戸)のガス供給が停止された。 18日以降には、神戸5ブロック内で二次災害防止のため3つの団地への供給を停止するとともに、ガス管内に水が流入したため14ヶ所で局部的に供給を停止、最終的に供給停止戸数は85万7,400戸となった。	・ライフライン事業者による被害想定結果を踏まえ、供給停止戸数をできる限り抑制する対策の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
ガス供給停止	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■プロパンガスの緊急点検の必要	・被災地10市5郡のプロパン利用世帯約23万5800世帯のうち、緊急安全総点検が必要な世帯は16万2700世帯にのぼった。	・直後から電話が殺到し、住民が対応できる場合には「ボンベの元栓を閉める」よう依頼。家屋が倒壊して漏れの危険がある現場には、係員が出動した。 ・兵庫県プロパンガス協会では「兵庫県南部地震LPガス対策本部」を設置してローラー作戦を展開した。	・プロパンガスの利用世帯について、地震時の適切な対応行動に関する周知徹底	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
上下水道の被害と復旧	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■飲料水の確保(背景) ・神戸市の上水道は自然流下式であった。	・神戸市では、配水池の水位が急激に下がり、地震後1～2時間で「水位ゼロ」となった配水池が19箇所にものぼるなど、配水管・給水管被害による大量の水が流失した。	・神戸市は上水道の2池構造の配水池の一方に緊急遮断弁を取り付けて、緊急時に飲料水を確保する対策を計21ヶ所の配水池で行っていた。この対策により、18の配水池で緊急遮断弁が作動し、計4万トンの飲料水が確保された。	・上水道の配水管、給水管の被害による漏水を防止する整備 ・各家庭及び流通業者による飲料水の確保	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
上下水道の被害と復旧 火災の発生及び火災の発生及び消火活動	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■消火栓が使用できない(背景) ・配水管・給水管の漏水事故が同時多発的に発生した。	・配水管の水圧が短時間に低下・消失し、十分活用できない消火栓が多数発生した。消火栓が使用可能であったのは僅かで、地震後20分で水が得られない消火栓もあった。	・神戸市奥平野浄水管理事務所では、消火用水を送水すべきか否か検討し、一度配水を中止して水を配水池にためてから、火災の激しい地域に送水した。	・地震後の火災消火のための水利の確保	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
庁舎の耐震 上下水道の被害と復旧 被災した市町村の行政機能	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■対応人員の参集状況・被害状況の把握の困難(背景) ・対応に当るべき関係者や関係施設に甚大な被害があった。	・神戸市水道局では、水道局庁舎圧潰、東部営業所(上部の市営住宅部圧潰)、西部センター(一部類焼)などの被害を受けたため、情報の収集や伝達に大きな支障を生じた。 ・被害の大きかった地域では、応急対応に必要な人員の参集に時間を要した。	—	・庁舎の耐震化 ・BCPの確立	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
上下水道の被害と復旧	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■給水用設備・車両の不足	・神戸市では、震度5を想定して緊急遮断弁や緊急貯水槽を設置する一方で、タンク車などの応急給水設備を保有していたが、それでは十分対応することはできなかった。	・県および各市町の要請などにより、自衛隊、他都市、ボランティアの給水車による給水支援が行われた。	・災害時の給水体制の確立	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
上下水道の被害と復旧 医療活動	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■医療用水の確保	・病院等における医療用水の確保が問題となった。	・震災直後の応急給水は、主として病院や避難所などを優先に実施された。 ・当初は公立病院中心の給水となったが、1月21日から県企業庁が各医療機関へ直接連絡をとり、要望があり次第給水するという体制がとられた。	・優先復旧施設の事前検討・指定	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
広報活動 上下水道の被害と復旧 道路被害、交通渋滞への対応	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～3日間	■飲料水・生活用水の不足による衛生上の問題 (背景) ・給水車受入先の調整の混乱や交通渋滞のほか、当初は給水場所に関する広報が不十分だったこともあり、市民に対して計画的給水を行うことは困難だった。	・市民の間では、ふだんは使われていない井戸水や、破損した水道管から流出する水も利用され、細菌等による汚染が懸念された。	・厚生省は報道機関等を通じて注意を促した。	・災害時の井戸水利用等の注意の周知	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
食糧・物資の不足及び確保 上下水道の被害と復旧	市民	被災者	地震発生直後～3日間	■給水車から給水を受ける容器の準備不足	・給水を受ける市民の側も、給水車からの給水を受け取る容器がなく、また重い水を運ぶことは非常に困難だった。	・明石市では、地震対策として整備されていた飲料水袋詰め装置が使われた。	・ペットボトルや給水袋等の各家庭での備蓄	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
上下水道の被害と復旧 道路被害、交通渋滞への対応	行政	市町村職員	地震発生直後～3日間	■計画的な給水の困難 (背景) ・給水車受入先の調整の混乱や交通渋滞のほか、当初は給水場所に関する広報が不十分だったこともあり、市民に対して計画的給水を行うことは困難だった。	—	・海上自衛隊、海上保安庁、民間の船舶により、臨海部の11箇所給水が行われ、交通渋滞の影響を受けない給水補給拠点として効果的だった。	・給水場所の計画的指定	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
上下水道の被害と復旧	行政	市町村職員	地震発生直後～3日間	■給水する水の水質	・応急給水に関する水質や応急給水用のポリ容器の保存性能に関する問い合わせも多かった。	・神戸市では、応急給水に関する水質監視が震災当日から行われた。当初の検査項目は現地における遊離残留塩素、色、濁り、外観であった。 ・応急給水用のポリ容器の保存性能に関する問い合わせも多かった。神戸市ではタンク色別の残留塩素残存率等が調査された。 ・被害の大きかった阪神水道企業団、神戸市、西宮市などでは、汚水混入の恐れがあったため消毒強化が行われ、配水池、給水栓についての水質検査も行われた。	・給水時における水質検査・消毒強化などの対策の実施	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
避難所	行政 市民	市町村職員 避難所運営者	地震発生直後～3日間	■避難者の消息確認	・電話の通じていた避難所には、消息を尋ねる電話が殺到した。	・発生直後の3日間のうちにほとんどの避難所で避難者名簿が作成された。	・地域自治組織による事前の避難所運営マニュアルの作成と役割分担 ・各避難所における避難者名簿の作成	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-01.二次災害・被害拡大防止
避難所	市民	避難所運営者	地震発生直後～3日間	■避難所での食糧・物資の搬入、仕分け、配布等	・食糧・物資はいつ届くかわからず、避難所運営者のみでの対応は不可能だった。	・避難所の約2割には地震発生後72時間以内にボランティアの到着、1月中には半数の避難所にボランティアが入った。避難所のボランティア数はピーク時22.3人、平均10.1人にのぼり、主として食糧炊き出し・給食、物資運搬・仕分けなどに携わった。 ・その他、電話の受付、老人・子どもの世話、水くみ等多様な仕事を行った。	・地域自治組織による事前の避難所運営マニュアルの作成と役割分担 ・ボランティアの積極的な受け入れ	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-01.二次災害・被害拡大防止

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
避難所	市民	被災者	地震発生直後～3日間	<p>■避難者の寒さ対策(背景)</p> <p>・避難所には着の身着のまま避難してきた人々が多かった。</p>	<p>・発災が冬であったため、着の身着のまま避難してきた人々にとって、耐え難い寒さが続いた。</p> <p>・被災した自宅から毛布や衣類、暖房器具などが持ち込まれたが、電気容量の問題や火災の危険性もあることから使用できない器具もあった。</p>	<p>・神戸市では、電気容量の増設や配線工事を行った。</p>	<p>・避難所における毛布・カイロ等暖房用品の備蓄</p>	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-01.二次災害・被害拡大防止</p>
災害時要援護者対応	市民	災害時要援護者	地震発生直後～3日間	<p>■災害時要援護者の避難所スペースの確保</p>	<p>・特に避難初期には、高齢者が「避難所に来るのが遅れた」「夜中にトイレに行きやすい」などという理由で、廊下や階段の踊り場で生活せざるを得ない場合もあった。</p>	—	<p>・福祉避難所の指定・設置</p>	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-01.二次災害・被害拡大防止</p>
災害時要援護者対応	市民	視覚障がい者	地震発生直後～3日間	<p>■視覚障がい者の避難</p>	<p>・視覚障がい者は、市街地の変化、避難所・仮設住宅などの新しい生活により、認知地図の再構築が必要となり、移動は困難だった。</p>	—	<p>・福祉避難所等養護施設や介護者との協力体制の構築</p>	<p>阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化</p>
医療活動	民間	医療従事者	地震発生直後～3日間	<p>■被災した入院患者の他病院への振り分け(背景)</p> <p>・津波が押し寄せた大槌川河口に近い病院の建物は3階建ての2階までが浸水した。いったん屋上に避難し、3階で一夜を明かした入院患者53人は翌日、高台の大槌高に設けられた救護所に一時避難した。</p>	<p>・町外の安全な病院に振り分けるのに、さらに3日間かかった。</p>	—	<p>・災害時における入院患者の移送等について、被災地外の病院等と協定を締結して受入れ体制を事前に確保</p>	<p>河北新報社 東北再生明日への針路 第4部＝提言・地域の医療を担う人材育成</p>
地域防災力	市民	被災者	地震発生直後～3日	<p>■被災後の生活(背景)</p> <p>・公的支援は、公平性を重視する観点から、被災者のきめ細かな対応が困難な場合がある。</p>	<p>・石巻市燃料販売店主は、被災の翌日、避難所で「個人への配給はできない」と言われた。</p>	<p>・「それなら」と隣家を誘って「八幡町2丁目自主防災会」をつくった。</p> <p>・1人の1日分がにぎり飯1個だった配給食を補うため、互いに食べ物を持ち寄ったり、流れ着いた密封の食品や缶飲料を見つけたら、自主防災会メンバーと被災後数日乗り切った。</p>	<p>・事前の地域コミュニティ・地域防災力の強化</p>	<p>河北新報社 証言／焦点 3.11大震災</p>
地域防災力	市民	被災者	地震発生直後～3日	<p>■指定されていない避難所の運営(背景)</p> <p>・気仙沼市本吉町の仙翁寺避難所では、近くの大谷地区の住民が身を寄せていた。</p> <p>・大谷地区は二つの自治会があり、盆踊り、運動会等、行事は自治会単位で行い、住民の結び付きが強かった。</p>	<p>・寺は市の指定避難所ではなく、物資配給は後回しになることが懸念された。</p>	<p>・避難所運営の方針として自立を掲げ、避難生活が本格的に始まった12日朝、男性陣を集めて物資の調達等の号令を掛けた。</p> <p>・被災した地域の業者がそれぞれの特性を活かし、避難所生活を協力して運営した。</p>	<p>・事前の地域コミュニティ・地域防災力の強化</p>	<p>河北新報社 証言／焦点 3.11大震災</p>

【地震発生～3日後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
ガス供給停止	市民	被災者	地震発生後～3日	■ガスの供給量の不足	・奥尻町では全島においてプロパンガスを使用していたことから、災害直後、その供給量が不足した。	・海上保安庁の巡視船による緊急ボンベのピストン輸送が行われ、不足分の確保がなされた。 ・また、救援活動の一環として食料が提供されたために、プロパンガスを使った食事の準備が一時的に控えられたため、ガスの緊急性を低いものにできた。	・孤立地区へのプロパンガスの早期輸送 ・地域に見合った救援活動中の支援方法の検討	内閣府 北海道南西沖地震教訓情報資料集